

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第 2 条 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金（以下単に「補助金」という。）は、幼稚園において、保育の必要な 3 歳未満児の受入れを促進することにより、保育の受け皿を拡大し、もって安心して生み育てられる環境づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定する福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業をいう。
- (2) 認定事業者 実施要綱第 5 条第 1 項の認定を受けた者をいう。
- (3) 利用児童 実施要綱第 2 条第 3 号に規定する利用児童をいう。
- (4) 利用契約 実施要綱第 9 条第 1 項に規定する利用契約をいう。
- (5) 利用料の額 実施要綱第10条第 1 項の規定により定められた利用料の額
- (6) 利用者負担額 実施要綱第10条第 2 項に規定する利用者負担額

(補助対象事業)

第 4 条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、認定事業者が実施要綱に基づき実施する事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に定めるところとする。

- (1) 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業（以下「本事業」という。）に係る保育の実施に要する経費
 - ア 保育材料費、光熱水費及び冷暖房費等の利用児童に係る一般生活費
 - イ 保育士その他の職員の人件費
 - ウ 施設の管理に必要な経費
 - エ ア、イ及びウに定める費用のほか、本事業に係る保育を実施するため特に必要と認められる経費
- (2) 利用料の額が利用者負担額を超える場合における当該差額
- (3) 前条第 1 号に規定する事業の実施に要する経費
 - ア 備品購入費
 - イ アに定める費用のほか、本事業を開始するため特に必要と認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費のうち次に定める額とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

(1) 前条第1号に規定する経費

利用児童1人当たり、次に掲げる日額

ア 2歳児

(ア) 補助金の交付を受ける年度における1日当たりの利用児童の延べ人数が1,500人以上の場合

- ① 利用時間が8時間以下の場合 2,650円
- ② 利用時間が8時間を超え10時間未満の場合 2,980円
- ③ 利用時間が10時間以上11時間未満の場合 3,310円
- ④ 利用時間が11時間以上の場合 3,640円

(イ) 補助金の交付を受ける年度における1日当たりの利用児童の延べ人数が1,500人未満の場合

- ① 利用時間が8時間以下の場合 2,250円
- ② 利用時間が8時間を超え10時間未満の場合 2,530円
- ③ 利用時間が10時間以上11時間未満の場合 2,810円
- ④ 利用時間が11時間以上の場合 3,090円

イ 1歳児

- ① 利用時間が8時間以下の場合 2,250円
- ② 利用時間が8時間を超え10時間未満の場合 2,530円
- ③ 利用時間が10時間以上11時間未満の場合 2,810円
- ④ 利用時間が11時間以上の場合 3,090円

ウ 0歳児

- ① 利用時間が8時間以下の場合 4,500円
- ② 利用時間が8時間を超え10時間未満の場合 5,060円
- ③ 利用時間が10時間以上11時間未満の場合 5,620円
- ④ 利用時間が11時間以上の場合 6,180円

(2) 前条第2号に規定する経費

利用料の額が利用者負担額を超える場合における当該差額に相当する額（ただし、認定事業者が利用料の額を割り引いた場合においては、当該差額に、割り引いて得た額が利用料の額に占める割合を乗じて得た額とする。）

(3) 前条第3号に規定する経費

3,000,000円以内の額（ただし、実施要綱第4条第1項の認定に際して実施事業者が設定した受入枠が6人以下の場合は、2,000,000円以内の額とする。）

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 認定事業者であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。

(申請の手続)

第8条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第2号)に必要な書類を添付して、申請しなければならない。

(決定の通知等)

第9条 市長は、認定事業者から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金を交付する旨の決定を行った上で、当該申請者に対し、決定の内容及び交付の条件について、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の変更をするとき又は次の各号に掲げる事由が生じたときは、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金変更申請書(様式第4号又は様式第5号)により市長の承認を受けなければならない。

(1) 新たに利用契約を締結し、又は解除したとき。

(2) 利用児童が、実施要綱第3条の規定に該当しないこととなったとき。

(3) 実施要綱第10条第2項に規定する利用者負担額に変更が生じたとき。

2 市長は、前項の承認をしたときは、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金変更決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要があるときは、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(状況の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金実績報告書(様式第7号又は様式第8号。以下、「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して、当該年度終了後速やかに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じ
て行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の
内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進
事業補助金実績調査報告書(様式第9号)を作成するとともに、交付すべき補助金の額を
確定し、福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金確定通知書(様式第10号)により
速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超
える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとす
る。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合
には、第9条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が法令、本要綱、実施要綱又はこれに基づく市長の処分若しくは指示に違
反した場合
(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が
なくなった場合

- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金
が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」と
いう。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に
関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、申請者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又
は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者に対し、当該申請者
(法人であるときは、その役員)の氏名、生年月日等の個人情報の提出を求めることが
できる。

(財産の処分の制限)

第18条 事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の
機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関す
る法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家
庭庁長官が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的
に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(補助金の交付の時期)

第19条 市長が補助事業者に交付する補助金は、第15条第1項の規定により確定した額を補助事業の終了後(補助事業が継続して行なわれている場合には、各年度末)に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の終了前(補助事業が継続して行われている場合には、その年度途中)に交付することが適当と認めるときには、福岡市補助金交付規則第17条第1項ただし書きの規定を適用し、事前に交付するものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日より施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金交付申請書
(保育の実施に要する経費)

(宛先)福岡市長

住 所

氏名又は名称
(代表者)

実施幼稚園名

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金名称
福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金

2 補助事業等の目的及び内容
添付のとおり (別添 1 - 1)

3 利用予定者数
合計 _____ 人 (月 日付利用児童数見込み)
(内訳 0 歳児 _____ 人、1 歳児 _____ 人、2 歳児 _____ 人)

4 年間延べ利用予定児童数
合計 _____ 人
(内訳 0 歳児 _____ 人、1 歳児 _____ 人、2 歳児 _____ 人)

5 補助対象事業費
_____ 円

6 交付を受けようとする補助金の額
_____ 円 (詳細は、別添 1 - 2 参照)

7 補助金の交付方法 _____ 概算払 _____ ・ _____ 精算払 _____

概算払の理由 _____

8 収支計画

収 入	金 額	備 考
◇利用料	円	
◇補助金	円	
◇その他の収入 内 訳 ()	円	
合計	円	

支 出	金 額	備 考
◆一般生活費 給食費、保育材料費、光熱 費及び冷暖房費等	円	
◆人件費	円	
◆管理費	円	
◆その他	円	
合計	円	

9 利用児童内訳

添付のとおり（別添 1－2）

10 定款の写し及び法人役員名簿の写し

別紙のとおり

(別添 1 - 1)

補助事業の目的及び内容

実施幼稚園名 _____

1 事業の目的

幼稚園等において、3歳未満児の保育を実施し、もって福岡市における保育の受け皿の拡大に資することを目的とする。

2 実施場所

3 施設概要等

(建物構造・築年数)

造 階建の 階

(建築年月)

年 月建設(築 年)

(保育室面積・形状)

m² (畳) フローリング・カーペット・畳

(事業に従事する保育士の人数)

人 (※)

(※) 実際に保育を行う際の人数ではなく、ローテーション等を含め、本事業に従事する全ての保育士の人数をご記入ください。

4 利用料 月額 _____ 円

5 実施時間

午前 時 ～ 午後 時

(備考

)

(別添 1-2)

利用児童内訳（見込み）

実施幼稚園名

月分

1. 利用兒童數 _____ 人

2. 利用料月額 _____ 円
 ただし、NO. _____ については、中途入園のため、利用料 _____ 円

3. 補助金交付申請額 _____ 円

No.	園児			利用回数									利用者	利用料と
	氏名	フリガナ	歳児 区分	8時間以下		8時間を超え 10時間未満		10時間以上 11時間未満		11時間以上		計	負担月額	の差額
				単価	回数	単価	回数	単価	回数	単価	回数		円	円
				2,250 円		2,530 円		2,810 円		3,090 円				
				2,650 円		2,980 円		3,310 円		3,640 円				
				4,500 円		5,060 円		5,620 円		6,180 円				
人 数 計														
合 計 額														
補助金交付申請額														

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金交付申請書

(準備に要する経費)

(宛先)福岡市長

住 所

氏名又は名称
(代表者)

実施幼稚園名

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金名称
福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金

2 補助事業等の目的及び内容
添付のとおり (別添 2 - 1)

3 補助対象事業費

_____ 円

4 交付を受けようとする補助金の額

_____ 円

5 収支予算書
添付のとおり (別添 2 - 2)

6 見積書
添付のとおり (別添 2 - 3)

(別添 2 - 1)

補助事業の目的及び内容並びに事業計画

(準備に要する経費)

実施幼稚園名 _____

1 事業の目的

幼稚園等において、3歳未満児の保育を実施し、もって福岡市における保育の受け皿の拡大に資することを目的とする。

2 実施場所

3 施設概要等

(建物構造・築年数)

(建築年月)

(保育室面積・形状)

造 階建の 階
年 月建設 (築 年)

m² (畳) フローリング・カーペット・畳

4 受入枠 (定員) _____人

5 実施時間

午前 時 ～ 午後 時

(備考

)

6 事業計画 (準備に係る計画)

① 備品購入の計画内容

② その他の計画内容

(別添 2 - 2)

補助事業に係る収支予算書

(準備に要する経費)

1. 収入

区 分	金額 (単位 : 円)	備考
福岡市補助金		
自己資金		
計		

2. 支出

内 容	金額 (単位 : 円)	備考
備 品 購 入		
備 品 購 入 計		
そ の 他		
そ の 他 計		
総 計		

(別添 2－3)

補助事業に係る見積書
(準備に要する経費)

添付のこと

福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付で申請のあった福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金について、下記のとおり交付することを決定いたしましたので、通知します。

記

1 事業名 福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業

2 補助内示金額

_____円

3 条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から10日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金要綱の定めを遵守すること。

年 月 日

福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金変更申請書
(保育の実施に要する経費)

(宛先)福岡市長

住 所

氏名又は名称
(代表者)
実施幼稚園名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金について、補助金の変更交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金名 福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金

2 変更の理由

3 変更利用児童内訳
添付のとおり(別添4)

4 補助金額の変更

変更申請額	既交付決定額	差引変更額
円	円	円

(別添4)

変更利用児童内訳（見込み）

実施幼稚園名

月分

1. 変更利用児童数 人

2. 利用料月額 円

ただし、NO. については、中途入園のため、利用料 円

3. 既交付決定額 円

4. 変更後の申請額 円

No.	園児			利用回数								利用者	利用料と	
	氏名	フリガナ	歳児 区分	8時間以下		8時間を超え 10時間未満		10時間以上 11時間未満		11時間以上		計	負担月額	の差額
				単価	回数	単価	回数	単価	回数	単価	回数		円	円
				2,250		2,530		2,810		3,090				
				円		円		円		円				
				2,650		2,980		3,310		3,640				
円	円	円	円											
4,500	5,060	5,620	6,180											
円	円	円	円											
	(変更理由)													
	(変更理由)													
	(変更理由)													
	(変更理由)													
人 数 計														
合 計 額														
補助金交付申請額														

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金変更申請書
(準備に要する経費)

(宛先)福岡市長

住 所

氏名又は名称
(代表者)
実施幼稚園名

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金について、補助金の変更交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金名 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金

2 変更の理由

3 補助事業に係る変更収支予算書
添付のとおり (別添 5 - 1)

4 見積書
添付のとおり (別添 5 - 2)

5 補助金額の変更

変更申請額	既交付決定額	差引変更額
円	円	円

(別添 5 - 1)

補助事業に係る変更収支予算書

(準備に要する経費)

1. 収入

区 分	変更額 (単位 : 円)	当初額 (単位 : 円)	備考
福岡市補助金			
自己資金			
計			

2. 支出

内 容	金額 (単位 : 円)	当初額 (単位 : 円)	備考
備 品 購 入			
備 品 購 入 計			
そ の 他			
そ の 他 計			
総 計			

(別添 5－2)

補助事業に係る見積書
(準備に要する経費)

添付のこと

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金 変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付で申請のあった福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金について、下記のとおり変更交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金名 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金

2 補助金の額

変更後の補助金の額 円

(既交付決定額 円)

3 条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この変更交付決定に対して不服がある場合における申請の取下をすることができる期間は、この変更交付決定通知書受領の日から10日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業交付要綱の定めを遵守すること。

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金実績報告書
(保育の実施に要する経費)

(宛先)福岡市長

住 所

氏名又は名称
(代表者)
実施幼稚園名

年 月 日付 第 号により福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金の交付を受けた事業の実績について、下記のとおり報告いたします。

記

1 補助金名 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金

2 年間延べ利用児童数

合計 人

(内訳 0 歳児 人、1 歳児 人、2 歳児 人)

3 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額 円

補助金の既交付額 円

実績に基づく補助金の額 円

4 実績報告書

添付のとおり (別添 7)

4 収支決算

収 入	金 額	備 考
◇利用料	円	
◇補助金	円	
◇その他の収入 内 訳 ()	円	
合計	円	

支 出	金 額	備 考
◆一般生活費 給食費、保育材料費、光熱 費及び冷暖房費等	円	
◆人件費	円	
◆管理費	円	
◆その他	円	
合計	円	

(別添 7)

実績報告書

実施幼稚園名

月分

1. 利用兒童數 _____ 人

2. 利用料月額 _____ 円

3. 実績に基づく補助金の額 _____ 円

※ 利用児童の入退園時刻がわかる資料を添付すること。

No.	園児			利用回数								利用者	利用料と	
	氏名	フリガナ	歳児 区分	8時間以下		8時間を超え 10時間未満		10時間以上 11時間未満		11時間以上		計	負担月額	の差額
				単価	回数	単価	回数	単価	回数	単価	回数		円	円
				2,250		2,530		2,810		3,090				
				円		円		円		円				
				2,650		2,980		3,310		3,640				
円	円	円	円											
				4,500	5,060	5,620	6,180	円						
人 数 計														
合 計 額														
補助金交付申請額														

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金実績報告書
(準備に要する経費)

(宛先)福岡市長

住 所

氏名又は名称
(代表者)
実施幼稚園名

年 月 日付運支第 号により福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ
促進事業補助金の交付を受けた事業の実績について、下記のとおり報告いたします。

記

1 補助金名 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金

2 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額 _____ 円

補助金の既交付額 _____ 円

実績に基づく補助金の額 _____ 円

3 収支決算書

添付のとおり (別添 8 - 1)

4 領収証等

添付のとおり (別添 8 - 2)

(別添 8 - 1)

収支決算書
(準備に要する経費)

1. 収入

区 分	予算額 (単位 : 円)	決算額 (単位 : 円)	備考
福岡市補助金			
自己資金			
計			

2. 支出

内 容	予算額 (単位 : 円)	決算額 (単位 : 円)	備考
備 品 購 入			
備 品 購 入 計			
そ の 他			
そ の 他 計			
総 計			

(別添 8－2)

補助事業に係る領収証等
(準備に要する経費)

添付のこと

様式第 9 号

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金
実績調査確認書

年 月 日

年 月 日付 年度福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業実績
報告書について調査の結果

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

所属

氏名

印

福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金
確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金実績報告書
により福岡市私幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金の額を下記のとおり確定したの
で通知します。

記

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 補助金名 | 福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金 |
| 2 | 補助確定金額 | 円 |
| 3 | 補助金確定金額 | 円 |
| 4 | 追加支給額 | 円 |
| 5 | 返還額 | 円 |

6 補助条件

福岡市補助金交付規則及び福岡市幼稚園 3 歳未満児受入れ促進事業補助金交付要綱
の規定を遵守すること。